## 料金表Ⅲ ハートフルプラン

1．当社が次表に定める電話サービスの申込みをする際に、次のいずれかに該当する、もしくは次のいずれかに該当する者と同居し扶養していることの申し出があり、当社がその事実を確認した場合は、料金表の定めに係らず、利用料を次表の通りとします。（以下、「ハートフルプラン」といいます。）

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳（1 級および 2 級に限ります。）の交付を受けている。

(2) 療育手帳制度（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（区分が最重度、重度、中度に相当するものに限ります。）の交付を受けている。

(3) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳（第 1 級に限ります。）の交付を受けている。

| 区分 | | 料金額（月額） |
|---|---|---|
| J:COM PHONE プラス | 住宅用 | 865 円（税込 951 円）／回線 |

当社が契約者にハートフルプランを適用する場合には、上表に定める料金額の他、定額利用料の割引等は適用しません。

2．ハートフルプランの申込みをするときは、当社が別に定める前項に該当することの確認書類の提示および当社所定の同意書の提出を要します。

3．第 1 項に定めるサービスに加入している契約者から申し出があった場合、前項に定める手続きを完了し、当社がその適用を承認した翌月の利用額からハートフルプランを適用します。

4．ハートフルプランを適用された契約者には、次のことを守っていただきます。

(1) 自己以外の者が不正に適用を受けることができるような措置をとらないこと。

(2) その他ハートフルプランを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従うこと。

5．当社は、ハートフルプランを適用された契約者が、前項の規定に違反した場合には、適用をやめることがあります。

6．契約者からハートフルプランの適用解除に関する申し出を当社が受理した日の属する月の翌月、または前項で定めるとおり適用をとりやめる場合には当社が適用をとりやめると決めた日の属する月の翌月より第 1 項で定める利用料の適用を廃し、料金表に定める利用料を適用します。